広島県告示第八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

松原一九九地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
山県郡	安芸太田町	中筒賀	西松原	二四三番一	標柱一号
			才之垰	二六三番	標柱二号
			轟平	二五六番一	標柱三号
				二五六番四	標柱四号
			西松原	一七九番一	標柱五号
				一九七番一	標柱六号